

ID: 90

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市応急診療所条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成25年条例第24号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第5条 応急診療所において、診療を受けた者から使用料を徴収する。 2 前項の規定により徴収する使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた療養の給付に要する費用の額の算定方法その他法令による算定方法により算出した額とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日